

過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀が経とうとしています。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週 40 時間・1 日 8 時間を超えて労働させてはならないと定めています。現法律では、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」とあり、更に、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」と定められています。また、労使間には幾多の諸問題が山積しているのが現実であり、本質的には、まず、現労働基準法の見直しから着手することが本来であろうと考えます。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、その総合的な対策を積極的に行っていく必要があると思われま

す。国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、過労死防止基本法を 1 日も早く制定し、労働者の生命と健康を保護する労働環境を整備するよう強く要望します。

記

1. 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
2. 過労死をなくすための、関係機関の責務を明確にすること。
3. 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。
4. 労使間が対等の立場になるよう労働基準法を順守し、更に見直しをすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

提出日：平成25年12月25日

提出者：八幡市議会議員 赤川行男

賛成者：八幡市議会議員 鷹野雅生 岡田秀子

横須賀昭男 関東佐世子

山本邦夫 田辺勇氣

議決結果：平成25年12月25日原案可決